

令和3年第1回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和3年1月25日(月) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後1時50分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	4名		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	—
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	—	—
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	—
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	—
	5	野村 千江子	○	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	—
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	—	推9	岩崎 喜久夫	—
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	—	推10	高橋 八夫	—
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	—	推11	町田 貴	—

※農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため不参加。

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長 議 長	<p>定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>今回はコロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、農地利用最適化推進委員の皆様は総会への参加を見送らせていただきましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。</p> <p>ただいまから、令和3年第1回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>出席委員は13名中12名です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。</p> <p>それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。</p>
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	<p>日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。</p> <p>神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定により議事録署名人の指名を行います。</p> <p>議事録署名人は、3番 高田英夫委員、5番 野村千恵子委員にお願いします。</p> <p>書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。</p>
日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による 許可申請について	議 長	<p>続きまして、日程第2に入ります。</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。</p> <p>事務局より事前に説明資料が配布されていると思いますので、説明は省略いたします。</p>
	※事前配布資料	<p>※1番の申請地は新里地区の〇〇付近にある農地です。詳しくは議案書4ページの位置図、5ページの案内図をご覧ください。</p> <p>申請地については、平成29年6月から利用権設定をして受人が借り受けていましたが、土地を相続した渡人の住まいが遠方であるため、以前から貸し付けていた受入へ譲り渡すというものです。</p> <p>申請地の現況については、簡易的なパイプハウスと物置が設置してあり、農業資材や養蜂の箱が置</p>

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>かれ、ハウスの中も一部物置のようになっております。申請地を耕作している様子はありませんでしたが、代理人から土地購入後は、農地として耕作していく旨を伺っております。</p> <p>なお、受人の他の耕作地については、露地野菜を栽培している様子が確認できました。</p> <p>申請番号1番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。</p>
	中井委員	<p>受人の住宅は申請地に隣接しており、以前から申請地を利用しております。ハウスや物置きについては、地面は土のままの簡易的なもので、野菜を出荷する際の作業や農具の収納場所として利用しておりますので、違反等には当たらないと思います。本人は少し高齢で、後継者もいないのですが、やる気がありまじめな方ですので、皆様の審議をよろしくお願いします。</p>
	議 長	<p>それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	坂本委員	<p>受人はだいぶ借受地が多いようですが、しっかり耕作できているわけですよね。今回の申請地のみ耕作ではなく主に作業場として使用していたということですか。</p>
	中井委員	<p>はい。しっかり耕作して、農協に出荷する野菜を作付しています。</p>
	議 長	<p>ほかにご質問はありますか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>第1号議案1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第1号議案1番については原案のとおり許可といたします。</p> <p>続きまして、申請番号2番にうつります。</p>

会議事項	発言者	顛末
	※事前配布資料	<p>議案書7ページの案内図をご覧ください。3筆のうち1つ目は案内図左側にある農地で、現況は不耕作地となっております。ここは〇〇〇〇に使用されたため、そこを除いた部分で小麦や露地野菜を栽培するとのことです。</p> <p>2つ目は真ん中の農地でご自宅のすぐそばにあり、きれいに管理されておりました。</p> <p>3つ目は右側の農地で、受人が経営する畜舎に隣接しており一体的に利用しているようです。何か野菜のようなものが作付されていましたが、品目は分かりませんでした。</p> <p>受人と渡人は夫婦で、家族で畜産を営んでおります。今回の申請地の名義が奥様になっており、主で働く旦那様の名義に変更したいということで代理人から伺っております。また、夫婦間ではありますが、贈与ではなく売買での所有権移転ということです。</p>
	議 長	2番について、地区担当の委員からご意見があればお願いします。
	坂本委員	特にありません。
	議 長	それでは、2番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	萩原委員	申請事由を見ると夫婦で別々の仕事をしているように思えるのですが、どうなのですか。
	事務局	メインで畜産を行っているのはご主人で、奥様はそのサポートをしているそうです。申請事由については申請書に記載されているとおりに記載しておりますが、夫婦で一緒に畜産を行っています。
	中井委員	申請者には息子さんがいると思うのですが、なぜ息子さんの名義にしないのでしょうか。
	事務局	代理人にもよく確認したのですが、本人の希望がご主人に売買ということだそうです。息子さんに経

会議事項	発言者	顛末
<p>日程第3 第2号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について</p> <p>日程第4 第3号議案 神川町農用地利用配分計画(案)について</p>		<p>営移譲でいうのが一般的だとは思いますが、本人の希望ということで詳しい事情は分かりませんが、ご主人への売買ができないわけでもありませんので受理しております。</p>
	萩原委員	<p>〇〇〇〇した農地には、耕作制限等はないのですか。</p>
	事務局	<p>3年間は掘り起こし等が禁止されており、これを示す標識も立っています。</p>
	議長	<p>ほかにありますか。無いようなので採決に移ります。 第1号議案2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ということで、第1号議案2番については原案のとおり許可といたします。</p>
	議長	<p>続きまして、第2号議案 神川町農用地利用集積計画(案)について を議題とします。</p>
	議長	<p>関連がありますので、第3号議案 神川町農用地利用配分計画(案)について と合わせて審議したいと思いますがよろしいですか。 〔異議なしの声〕</p>
	議長	<p>では、第2号議案と3号議案を一括で議題としたいと思います。 8番萩原委員、10番清水委員、11番中井委員、12番野村委員が議事参与の制限に該当しますので別室で待機をお願いします。 〔議事参与者退室〕</p>
	事務局	<p>事務局は説明をお願いします。 第2号議案については、主に令和2年度農地中間管理事業重点地区である小浜・貫井地区で集積されたものと、個別の推進で集積したものについて、中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けるもの</p>

会議事項	発言者	顛末
	議長	<p>です。</p> <p>対象となる農地については、議案書9ページから19ページに記載のとおりです。集積面積は、重点地区分が59筆65, 652㎡、個別推進分が44筆67, 126㎡となっております。</p> <p>第3号議案については、第2号議案で集積した農地を耕作者へ配分するものです。</p> <p>議案書21～33ページが新規配分、34～40ページが再配分となっております。件数が多いので受人が町外の方の案件や配分面積が大きい案件など、主だったものについて説明させていただきます。</p> <p>申請番号6. 7. 8ほかの受人は〇〇地区に住んでいて、町内で露地野菜を栽培しています。中間管理事業の利用は初めてですが、利用権設定をしているところもあり、今後法人化して規模を拡大したいとのことでした。</p> <p>申請番号60～68ほかの受人は麦作法人で、毎年11月～6月末までの期間借地のために権利設定を行います。</p> <p>申請番号18. 19の受人は〇〇町在住の方です。隣接する元阿保地区の農地についても借りたいという相談があり、地権者と交渉したところ話がまとまりましたので、配分することになりました。〇〇町の農地ではハウスを建てて施設野菜を作っているとのことでした。</p> <p>なお、34ページからの再配分については、〇〇株式会社と〇〇株式会社による小麦の作付けに伴う再設定の案件が大部分を占めています。</p>
	議長	<p>説明が終わりましたので、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	議長	<p>よろしいですか。無いようなので採決に移ります。</p> <p>まず、第2号議案 神川町農用地利用集積計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p>
	議長	<p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第2号議案については原案のとおり決定いたします。</p>

会議事項	発言者	顛末
閉 会	議 長 議 長	<p>続いて第3号議案 神川町農用地利用配分計画（案）について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>〔全員挙手〕</p> <p>全員賛成ということで、第3号議案についても原案のとおり決定いたします。</p> <p>〔議事参与者4名入室〕</p> <p>以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。 ご協力ありがとうございました。</p>